

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
桜井市	吉備地区	令和4年2月1日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	14.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.8 ha
③地区内における <u>70</u> 才以上の所有者の面積の合計	5.7 ha
うち後継者未定・不明の農業者の耕作面積の合計	3.19 ha
④地区内において中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考) 人・農地プランの実質化に向けた話し合いの場が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったため、各資料を配布・回覧し意見集約を図った。	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

地区の南部、南西部を中心に整備した農地が広がっている地区である。その他は基本的に住宅地であるが、その中に点々と農地がある。整備済の農地については大半が自己保全、もしくは知人へ耕作を依頼するなど維持管理が出来ているところであるが、その他の地域の農地については耕作しておらず、耕作放棄地となっている土地が多い。  
耕作についても出荷等まで行っている農家は少なく、今後の高齢化に合わせて遊休農地化していく可能性が非常に高くなっている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在は自己保全管理、もしくは近隣の農家に依頼し管理を続けているのが多い状況である。人手が足りない点については、中間管理機構を通して他地区へ依頼し、耕作を行ってもらっている。ただし、中間管理機構を通していないものについては書類も交わしていないことも多く、一部ではトラブルになっている。

地区としても、中間管理機構を通じて貸付を希望する声が多く上がっていることから、中心経営体を含め、他地区の農業者に依頼し集積・集約を進める。

新規就農者への理解もあり、令和4年度から同地区で1件新規就農が開始する。この1件以外にも新規就農を希望する声が見受けられたため、今後も新規就農者を募れるように管理を行っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	稲作 果樹	1 ha	稲作 果樹	1 ha	吉備
	B	稲作	2 ha	稲作	2 ha	吉備
	C	稲作	0.5 ha	稲作 露地野菜	0.5 ha	吉備
	D	花卉類 野菜苗	0.38 ha	花卉類 野菜苗	0.38 ha	吉備
	E	稲作	0.4 ha	稲作	0.4 ha	高家・山田・ 吉備
	F	稲作 露地野菜	0.2 ha	稲作 露地野菜	0.4 ha	吉備・檀原市
	G	稲作 露地野菜	0.6 ha	稲作 露地野菜	0.6 ha	吉備・橋本
新規 (予定)	H	イチゴ	0 ha		0.5 ha	吉備
計	8経営体		5.08 ha		5.78 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 他地区農家及び新規就農者に向け、貸付を募っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、原則として、農地を機構に貸し付け集積・集約を進める。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体(認定農業者を中心)への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 平野部であり、整備された農地については今後とも維持管理を行っていくが、市街地内の農地については機械の導入等が厳しいため、状況に応じて非農地化の判断も行っていく。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 地区としては特にないのが現状だが、新規就農者がイチゴの栽培をハウスで行うため、同様のケースを検討したい。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 現状、特に大きな被害はないがアライグマやイタチ等の小動物による被害は定期的にあるため、捕獲檻の設置等を継続し、対処を行う。</p>
<p>災害対策への取組方針</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。